

監理技術者等の専任義務の合理化について

令和 8 年 3 月 2 4 日
茨城県土木部監理課

第三次・担い手 3 法の改正法が施行され、監理技術者等の専任義務の合理化として、従来の特例監理技術者（専任特例 2 号の場合の監理技術者）の措置に加え、工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場まで兼務できるようになりました。

また、営業所技術者及び特定営業所技術者は、所定の条件を満たす場合に限り、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事について 1 現場まで兼務できるようになりました。

今般、茨城県土木部発注工事における取扱いを定めましたので、お知らせいたします。

1 監理技術者等が兼務できる要件（専任特例 1 号）

- ① 各建設工事の予定価格が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
- ② 建設工事の現場間の距離が、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内であること。
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が 3 次以内であること。
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員※）を当該建設工事に配置していること。
※連絡員：土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。
- ⑤ CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等により、当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
- ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること。
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- ⑧ 兼務する工事の数が 2 を超えないこと。
- ⑨ 専任特例 2 号との併用でないこと。
- ⑩ 茨城県土木部以外（市町村等）の発注する工事との兼務については、当該発注者（市町村等）が認める場合に限り、上記の条件を満たした上で、兼務することができる。

2 営業所技術者等が専任を要する現場配置技術者を兼務できる要件

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること。
- ② 兼ねる工事の現場数が 1 以下であること。
- ③ 専任特例 1 号の場合の取扱いで示す①～⑦を満たしていること。
- ④ 工事における現場の職務に従事しながら、営業所の職務にも従事できること。
- ⑤ 現場配置技術者の専任特例との併用でないこと。

3 適用日

令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

なお、既に入札公告や契約が済んでいる工事についても、発注者との協議により、この取扱いが適用できる。